

(財)全日本交通安全協会 推薦

～あなたは自転車を危険な乗り方をしたり、
人に迷惑をかけていませんか？～

**暴走
自転車の
驚異!!**

安全な自転車のルール

「事故の加害者にならないために」



小学校高学年・中学生・高校生向け

 **カラー 20分**

学校価格	26,250円(税込)
ライブラリー価格	52,500円(税込)
16mm価格	168,000円(税込)

企画・製作
ジャパンホームビデオ株式会社

～事故の加害者にならないために～ 安全な自転車のルール



どうして加害者になるの？



一時停止で止まっていますか？

道路交通法では、自転車は車両の一種とされています。「止まれ」の標識のある交差点では必ず一時停止し、左右の安全を確認しなければなりません。「一時不停止」は道路交通法第43条違反(3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)です。



二人乗りをしていませんか？

二人乗りをして自転車に乗った人が大ケガをしたり、亡くなったりする事例もたくさんあります。二人乗りは、道路交通法第57条第2項違反(2万円以下の罰金又は料料)です。



スピードを出して走っていませんか？

人通りの多い歩道では自転車を降りて手で押して通行しましょう。歩行者への通行妨害は、道路交通法第63条第4第2項違反(2万円以下の罰金又は料料)です。



夜間無灯火運転していませんか？

ライトをつけていないと、自分からは相手が見えていても、相手からは自分が見えていません。ライトをつけていれば、自動車のドライバーにも自転車が近付いているのがわかりやすくなります。「無灯火」は道路交通法第52条第1項違反(5万円以下の罰金)です。また、傘差し運転等不安定な方法で自転車に乗ると、道路交通法第71条第6項に基づき道府県道路交通法施行細則の違反となる場合があります。



近年交通事故の死傷者は減少傾向にありますが、自転車乗車中の死傷者数は逆に増加傾向にあり、全体の15%を占めるまでになってきました。しかも、障害の重い死亡重傷者に限ってみると自動車などの交通手段と違い、自転車だけが増加傾向を示しています。

自転車は乗り方を間違えると凶器となり、自転車運転者が加害者になってしまいます。

交通法規では自転車は軽車両に分類され立派な車両であるにも関わらず、遊具の延長として見なされている傾向に有ることは否めません。

この作品は、たとえ未成年者でも自転車を操作する運転者であるということに注意を喚起し、事故の加害者になる自転車運転者も賠償責任を負わなければならないと言うことを訴える為に制作しました。



キャスト

進行役	大谷香奈絵	村山静子	永井美枝
木村孝	相良清二	山田君	タモト清直
安藤幸恵	橋本クニエ		内田周平
高橋美代子	桑村相弓	老人	板津直浩
佐藤道男	小森俊幸	ナレーター	鍋島昭茂
広西正男	安田隼人		

スタッフ

企画	映像設計	キャスト	タレントプロモーション
演出	清水照信	アニメ	アニメーション画房組
脚本	ヤマダチンク	協力	湖南藤沢フィルム・コミッション
	清水照信		交通事故総合分析センター
演出事務	田胡直道		

企画・製作 ジャパンホームビデオ株式会社

お問い合わせ・お申し込み

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

香川県高松市屋島西町2484-8

TEL 087-841-1100

FAX 087-841-1101